

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会

＜入会のご案内＞



**種子繁殖型
イチゴ研究会**



研究会の目的

イチゴ種子繁殖型品種を開発、普及、活用することにより、日本農業の発展に寄与します。

経緯

従来の品種と異なり、種子から育てる新しいタイプのイチゴ「種子繁殖型品種」が登場しました。

「種子繁殖型イチゴ研究会」は、この新分野の品種を有効に活用・発展させることを目的に、2015年に発足し、これまで、種苗生産体制の整備と全国への品種普及を進めてきました。

2018年には、品種の開発から種苗やイチゴ生産、さらには流通や消費に至る一連の研究とビジネスをつなぐ連携強化の役割を果たすため、一般社団法人に生まれ変わりました。

今後も、我が国のイチゴ生産構造を革命するイノベーションの実現を目指し活動して行きます

種子繁殖型品種とは

- ▶ 従来の品種がランナー（クローン）で増えるのに対し、種子で繁殖するタイプの品種として新しく登場しました。
- ▶ 種で増やすため、増殖効率は格段に向上します。
- ▶ 種を経由して伝染する病害虫やウィルスがほとんどありません。病害虫の伝染環を遮断することができます。
- ▶ そのため、種苗生産が専門化し、新しい種苗産業が誕生します。

活動内容

- 1 種子繁殖型イチゴ品種の啓蒙と普及
- 2 種子繁殖型イチゴ品種に係わる知的財産の活用と管理
- 3 種子繁殖型イチゴ品種に係わる調査・研究・開発
- 4 種子繁殖型イチゴ品種の開発、普及、活用に関連する研究の管理業務
- 5 種子繁殖型イチゴ品種の開発、普及、活用に関連する講演会、セミナー、シンポジウム、見学会等の開催
- 6 種子繁殖型イチゴ品種の開発、普及、活用に関連する図書、ホームページ等の企画、制作

＜注意＞ 1. 「よつぼし」を扱う種苗事業者※は必ずご入会ください。

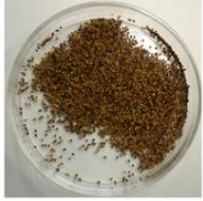
※ 種苗事業には、種苗法に基づく農林水産省への届出が必要です。

2. 無断で海外に種苗を持ち出すことはできません。

3. 「よつぼし」の栄養繁殖は禁じられています（農家の自家増殖を除く）。

詳しくはホームページ「種子イチゴ研究会」で

<http://seedstrawberry.com/>



会員種別と会費

分類	入会	利用規模	会員種別	要件	入会金	年会費
種苗事業者	必須	年間2万株(粒)以上	正会員	種子生産事業者と種子繁殖型イチゴ品種を大規模に利用する個人、団体又は法人等	5,000円	10万株(粒)まで1万株(粒)ごとに5千円、10万株(粒)を超える分は2万株(粒)ごとに5千円。ただし、50万円を上限。
		それ未満	準会員	種苗事業者のうち正会員の規模に満たない者		10,000円
それ以外	任意	年間2万株(粒)以上	正会員	上記「正会員」に同じ	原則5,000円	上記「正会員」に同じ
		それ未満	一般会員	当法人の目的に賛同し入会した個人、団体又は法人等		なし
—	—	—	賛助会員	当法人の事業を賛助する個人又は法人等	原則5,000円	法人一口 10,000円 個人一口 2,000円

※ 利用規模は、前年度の実績になります。そのため、賛助会員を除き、入会初年度は準会員または一般会員です。

連絡先

<一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会事務局>
 〒514-2314 三重県津市安濃町妙法寺1011-7
 種子繁殖型イチゴ研究会事務局
 TEL: 050-3754-5375 (原則、月・水・金曜日の9:00~18:00) FAX: 050-3737-4950
 e-mail: imadas@seedstrawberry.com